

医療機器共同利用計画書提出のお願い

平成30年(2018年)7月に公布された「医療法及び医師法の一部を改正する法律」に基づき、滋賀県では令和2年(2020年)3月に「滋賀県外来医療計画」を策定し、医療機器の共同利用を推進することとしております。

つきましては、令和4年8月1日以降にCT・MRI等の対象医療機器を設置・更新した医療機関におかれましては、本計画に基づき「医療機器共同利用計画書」の提出に御協力をお願いします。

- 1 目的 今後、人口減少がさらに進み、効率的な医療提供体制を構築する必要がある中で、医療機器についても共同利用の推進等によって効率的な活用を進める必要があるため
- 2 対象 令和4年8月1日以降に、CT、MRI、PETおよびPET-CT、放射線治療装置(リニアックおよびガンマナイフ)、マンモグラフィー医療機器を設置・更新する病院および一般診療所
- 3 提出時期 対象医療機器設置後10日以内に提出をお願いします
- 4 提出方法 郵送、持参により提出してください
- 5 提出先 所管する保健所(※大津圏域は、滋賀県庁医療政策課企画係)
- 6 その他
 - ・ 回答内容は、地域医療構想調整会議(※)において、確認いたします。(※ 二次保健医療圏ごとに設置されている、医療関係者・行政関係者・保険者等で構成する圏域内の医療提供体制について検討を行う会議)

■ FAQ(よくある問い合わせ)

Q 「医療機器共同利用計画書」の提出を求める理由は。

⇒ 今後、人口減少がさらに進み、効率的な医療提供体制を構築する必要がある中で、医療機器についても共同利用の推進等によって効率的な活用を進める必要があることから、共同利用計画書の提出をお願いするものです。

Q 医療機器の共同利用の定義は。

⇒ 連携先の医療機関による医療機器利用のほか、連携先の医療機関からの紹介患者の受け入れや、画像情報および画像診断情報の提供などが含まれます。

Q 共同利用の対象となる医療機関は。

⇒ 病院、一般診療所(有床診療所・無床診療所)となります。(※歯科診療所および一般外来を行わない医療機関は対象外)

Q すでに購入・設置している医療機器は報告対象となるか。

⇒ 報告対象外ですが、医療機器の共同利用は、効率的な医療体制を推進する上で望ましいことから、報告・情報提供いただくことを妨げるものではありません。

Q 会議ではどのような事項を確認するのか。出席を求められるのか

⇒ 「医療機器共同利用計画書」の内容について確認することになります。会議への出席は、必須ではありませんが、場合によってはお願いすることがあります。

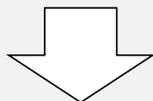
医療機器共同利用計画書 手続きフローチャート

医療機関から共同利用計画書提出

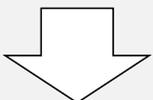


各保健所

① 計画書の受理、内容の確認



② 地域医療構想調整会議での確認
※ 書面開催による確認 可



③ 医療政策課へ確認結果を報告

- 医療機器共同利用計画書
- 地域医療構想調整会議 結果



医療政策課

共同利用する場合には、HPへ掲載

令和5年度外来機能報告による東近江圏域医療機器保有状況

病診区分	医療機関名	医療機器・設備の保有状況【令和5年7月1日時点】												
		CT				MRI			マンモグラフィ	PET			放射線治療 (体外照射)	
		マルチスライスCT 64列以上	マルチスライスCT 16列以上 64列未満	マルチスライスCT 16列未満	その他のCT	MRI 3テ スラ以上	MRI 1.5 テスラ以 上3テス ラ未満	MRI 1.5 テスラ未 満		PET	PETCT	PETMRI	ガンマナイフ	サイバーナイフ
病院	公益財団法人近江兄弟社 ヴォーリス記念病院		1				1							
	近江八幡市立 総合医療センター	2			1	1	1		2					
	独立行政法人国立病院機構東 近江総合医療センター	2					1		1					
	東近江市立能登川病院	1					1							
	医療法人社団昴会 湖東記念病院	1					1						1	
	医療法人恒仁会 近江温泉病院		1											
	医療法人社団幸信会 青葉病院													
	医療法人医誠会 神崎中央病院		1											
	東近江敬愛病院	1					1		1					
	医療法人社団昴会 日野記念病院	1					1		1					
	合計	12				8			5	0			1	

出典: 令和5年度外来機能報告

病診区分	医療機関名	医療機器・設備の保有状況【令和5年7月1日時点】												
		CT				MRI			マンモグラフィー	PET			放射線治療 (体外照射)	
		マルチスライスCT 64列以上	マルチスライスCT 16列以上 64列未満	マルチスライスCT 16列未満	その他のCT	MRI 3テ スラ以上	MRI 1.5 テスラ以 上3テス ラ未満	MRI 1.5 テスラ未 満		PET	PETCT	PETMRI	ガンマナイフ	サイバーナイフ
有床診療所	うえだウィメンズクリニック													
	まつおファミリークリニック								1					
	東近江市蒲生医療センター	1	1						1		1			
	緑町診療所													
	医療法人 笠原レディースクリニック													
	合計	2				0			2	1			0	

出典: 令和5年度外来機能報告

医療機器共同利用計画書

令和6年9月24日

滋賀県知事 殿
(保健所経由)

病院又は 診療所	名称	近江八幡市立総合医療センター
	所在地	滋賀県近江八幡市土田町1379番地
	担当者名	総務課 森 祥至
	連絡先	0748-33-3151
共同利用 対象機器	種別	① CT ② MRI ③ PETおよびPET-CT ④ 放射線治療(リニアックおよびガンマナイフ) ⑤ マンモグラフィ
	製品名(メーカー名)	Senographe Pristina (GEヘルスケア・ジャパン株式会社)
	主な仕様および台数	1台
	設置年月日	令和6年9月17日
共同利用の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同利用する ・ 共同利用しない 	方法 (共同利用する場合) ・ 連携先の病院又は診療所による機器使用 ・ 連携先の病院又は診療所からの患者の受入 , 画像情報及び画像診断情報の提供 ・ その他 ()
		理由 (共同利用しない場合)

※以下は、共同利用する場合のみ記載

	名称	所在地
共同利用 相手方 医療機関	当院に対して共同利用の申し出があった医療機関	
	上記以外に共同利用の相手方医療機関について (追加可能 ・ 追加不可)	
保守・整備等の実施に関する方針 (保守点検予定時期、間隔、方法等)	購入から1年後に保守契約を開始し、可能な範囲で継続する。	
画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針(提供方法)	ネットワーク・デジタルデータ(CD・DVD)・紙ベース・その他	
備考		

※「共同利用相手方医療機関」について、共同利用の相手方となる医療機関が決まっていない場合は、「当院に対して共同利用の申し出があった医療機関」などと記載し、備考欄に自院において、共同利用の相手方となる医療機関を確保するための取組を記載すること。